

様式第3号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	平成28年 10月 7日	
提案件名	関屋橋付近の旧国道3号線三叉路に一旦停止線とカーブミラーの設置を	
提案者	住所又は所在地	基山町大字小倉 電話
	氏名又は名称	第3区区長 塩井彰弘
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 ☒ 希望する 一部希望する () ☐ 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	旧国道3号線から城の上1号線に進入する三叉路は、一旦停止の停止線や標識がありません。上町交差点の信号を通過しなくても小倉方面に抜けられることから交通量も多く、また、国道の赤信号を回避する車両などがあり大変危険な状況です。基山駅や中心市街地に出るための道路でもあり利用者も多い道路です。	
提案の背景	以前から交差点での事故を心配し、個人でカーブミラーを設置されたり、交通安全指導員会へお願いされて「とまれ」の看板を設置されています。車やバイク、自転車など一旦停止をしないまま交差点に進入することが多く、事故につながる危険性が高い状況です。以前にも申し入れをされている事案でもあり、早急な対応をお願いします。	
提案の課題		

西胡王